

横浜市行政不服審査会答申
(第56号)

平成30年11月 7 日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「市民税・県民税の滞納処分（差押処分）」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

神奈川県長（以下「処分庁」という。）は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 331 条第 1 項第 1 号に基づく滞納処分（以下「本件処分」という。）を、審査請求人に行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分に係る「市民税及び県民税の税額変更処分」が誤った事実に基づいて行われているとして、その全部の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書における本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 審査請求人は、社会福祉法人 A（以下「本件法人」という。）が運営する保育園（以下「本件保育園」という。）において、平成 15 年 4 月から現在に至るまで副園長の職を務め、その職責を果たしている者であり、本件保育園の副園長として当然に本件法人の職員たる地位にある。

(2) 審査請求人が本件法人を退職した事実がないにもかかわらず、本件法人は、横浜市長に対して平成 27 年 12 月 8 日に審査請求人が本件法人を退職したことを理由とする普通徴収への切替手続（異動手続）を行った。

そのため、審査請求人は、横浜市長より、特別徴収から普通徴収への切替に関する「市民税及び県民税の税額変更処分」（以下「前処分」という。）を受けた。

(3) 平成 29 年 6 月 15 日付けで、本件法人の理事から本件保育園の園長宛てに、審査請求人が本件法人の職員の地位にあることを当然の前提とした勤務命令にかかる通知が発せられていることから、審査請求人が平成 27 年 12 月に本件法人を退職した事実がないことは明らかである。

(4) 以上のとおり、前処分は、本件法人が提出した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届」という。）に基づくところ、審査請求人が平

成 27 年 12 月に退職した事実は認められないのであるから、前処分には理由がない以上、当然に本件法人が特別徴収手続により支払うべきものである。

したがって、本件処分はその全部が取り消されるべきである。

なお、審査請求人は、分割納付を希望する。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 本件処分に先立つ課税処分は適法かつ適正であること

横浜市長は、審査請求人に対し、市県民税の徴収方法を特別徴収から普通徴収に切り替え、新たに納税通知書を交付し、普通徴収での納税の義務を適法かつ適正に課している。

したがって、審査請求人には、新たな賦課処分により、市県民税を普通徴収の方法で納付する義務が生じている。

なお、横浜市行政不服審査会答申第 36 号に基づく裁決（平成 30 年 5 月 30 日付け。以下「前裁決」という。）において、「特別徴収義務者から提出された届出書が適式に提出されたことを確認した上で、その記載内容にしたがって対応する限り、普通徴収に切り替える旨の処分には違法又は不当な点は認められない。」と判断されている。

(2) 本件処分に至った経緯

ア 審査請求人は、平成 29 年度市民税・県民税に係る地方団体の徴収金（平成 27 年度相当、平成 28 年度相当及び 7 月随時分（以下「平成 27 年度市税等」という）、2 期分（以下「2 期分市税等」という。）並びに 3 期分（以下「3 期分市税等」という。））。以下これらをまとめて「市税等」という。）について、それぞれ納付期限（平成 27 年度市税等は、平成 29 年 7 月 31 日。2 期分市税等は、同年 8 月 31 日。3 期分市税等は、同年 10 月 31 日。）までに完納しなかった。

イ 処分庁は、審査請求人が市税等を納期限までに納付しなかったため、平成 27 年度市税等は、平成 29 年 8 月 29 日に、2 期分市税等は、同年 9 月 28 日に、3 期分市税等は、同年 11 月 29 日に、それぞれ適法かつ適切に督促状を発送した。

ウ 処分庁は、審査請求人に対し、平成 29 年 9 月 15 日に「特別催告書」を、同年 11 月 7 日に「差押事前通知書」を送付した。

エ 処分庁は、審査請求人に対し、納税相談の際、市税等が完納される必要があること、滞納がある以上は差押えを執行し取立てをする旨説明を行ったが、審査請求人は完納をしなかった。

オ 処分庁は、アからエまでの経緯のとおり、審査請求人及び第三債務者に対して、市税等について適法かつ適正に債権差押通知書等を送付し、本件処分を行った。

- (3) 以上のとおり、適法かつ適正になされた課税処分に基づいて、納期限後 30 日以内に督促状を発付し、その発した日から 10 日を経過した日までに納付が確認できなかったことから本件処分を行ったものであり、本件処分は適法である。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、審査請求は棄却されるべきである。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「8 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「8 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 審査請求で争える処分について

審査請求人は、審査請求人が平成 27 年 12 月に退職していないにもかかわらず退職したとする、事実を反する異動届に基づいた前処分は取り消されるべきであるとして、本件処分の取消しをも主張するものである。

審査請求人の主張は、前処分の違法不当を主張するものであるが、前処分と本件処分とは別個の行政処分であるうえ、前処分に関する不服申立については、前裁決において処分の違法又は不当な点は認められないとされていることは、横浜市において明らかな事実である。

したがって、審査請求人の主張は、本件処分の違法又は不当を基礎づける

ものとは認められるものではない。

(2) 本件処分の適法性・妥当性について

法第 331 条第 1 項柱書は、滞納処分を行う要件について、「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。」と規定し、同項第 1 号は、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」と規定する。

法第 331 条第 6 項は、「前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と規定する。

法第 334 条は、「市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合においては、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求するものとする。」と規定する。

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 48 条第 1 項は、「国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。」と、同条第 2 項は、「差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。」と規定する。

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 15 条は「納税者または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に納期限後 20 日以内に発しなければならない督促状について、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後 30 日以内に発することができるものとする。」と規定する。

審査請求人は、市税等について、各納付期限（平成 27 年度市税等は、平成 29 年 7 月 31 日。2 期分市税等は、同年 8 月 31 日。3 期分市税等は、同年 10 月 31 日。）までに完納しなかったため、処分庁は、それぞれ督促状を発し（平成 27 年度市税等は、平成 29 年 8 月 29 日。2 期分市税等は、同年

9月28日。3期分市税等は、同年11月29日。)、更に平成29年9月15日に「特別催告書」を、同年11月7日に「差押事前通知書」をそれぞれ送付したことが認められる。

本件では、適法かつ適正になされた課税処分に基づき、納期限後30日以内に督促状が発付され、その発した日から10日を経過した日までに滞納税額が納付されていない以上、本件処分には違法又は不当な点は見当たらない。

なお、審査請求人は、審査請求書において、分割納付を希望する旨記載をしているものの、納税者は、本来の納期限までに租税を納付する義務を負うものであって、納期限を徒過し、督促手続がされた場合には、徴税吏員は適法に滞納処分をすることができるものである。

したがって、審査請求人が分割納付を希望していることをもって、本件処分の適法性の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 小括

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年6月4日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成30年6月20日	・ 弁明書の受理
平成30年6月27日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年7月20日	・ 反論書の提出等再依頼
平成30年10月9日	・ 審理手続の終結
平成30年10月15日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年10月16日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
平成30年10月17日	・ 調査審議
平成30年11月7日	・ 調査審議